

⑭タイフェスティバル in KASAMA の参加者を募集します

市は、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるタイ王国のホストタウンに登録されており、陶芸分野においても相互交流を行っています。

日本とタイの修好130周年を記念して、「Thai Festival (タイフェスティバル) in Kasama」を開催しますので、ご来場をお待ちしています。

内容	親子タイ料理教室	タイ古式マッサージ体験
日時	8月5日(土) 午前10時～午後2時	
場所	地域交流センターともべ Tomo (笠間市友部駅前1-10)	
講師	市内タイ料理店店主	マッサージ店技術者
対象	市内在住の小学生とその保護者	健康にご興味のある方等
定員	12組(24名程度)(応募者多数の場合は抽選)	20名程度(先着順)
参加費	1,000円	無料
申込方法	電話でお申し込みください。	
申込期限	7月20日(木)	当日会場で受け付けます。
申・問	商工観光課(内線511)	

※その他、ホストタウン展示、タイのお菓子や工芸品の販売等もあります。

⑮花と緑のまちなみコンテストを実施します

笠間市民憲章推進協議会 健康都市づくり実践活動委員会では、花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、市内の家庭や街の中の花と緑を題材とした写真を募集し、コンテストを実施します。

部門 個人部門、団体・企業部門

対象 市内に居住する個人または市内に事務所を有する団体等

応募条件 参加者自ら花壇等の植込み管理一切を行っていることを条件とします。

形式は花壇、室外のフラワーポット、ハンギングバスケット等、「花と緑」にある程度まとまりのあるものであれば参加できます。花壇等と一体になったグリーンカーテンについても対象とします。

花壇等の設置そのものを業とする場合は対象外とします。

審査・賞品 審査発表は9月に行います。目的部門別に最優秀賞1点、優秀賞2点を決定します。

また、ご応募いただいた方全員に参加賞を差し上げます。

最優秀賞：1万円の商品券、優秀賞：5千円の商品券

応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、カラー写真を添えて窓口で直接または郵送、メール(10MB以内)でご応募ください。応募用紙は市民活動課窓口にて用意してあります。市ホームページからもダウンロードできます(「花と緑のまちなみコンテスト」で検索)。

※応募写真について

写真の枚数：2枚以上5枚以内(遠景および近景の写真)

写真のサイズ：L版または2L版(A4用紙にプリントアウトしたものでも構いません)。

応募締切 8月31日(木) 必着

応募先・問 笠間市民憲章推進協議会事務局(市民活動課内)(内線133)

メール info@city.kasama.lg.jp 〒309-1792 笠間市中央3-2-1



⑯天神の里「釣り大会」(小魚およびザリガニ)の参加者を募集します

ビオトープ天神の里「天神池」で、釣竿を手作りし、釣れた魚を観察しましょう。

釣り道具やえさは用意します。また、釣り上げた魚の持ち帰りはできません。

日時 8月5日(土) 午前9時(集合)～正午 ※荒天中止

場所 ビオトープ天神の里(北山公園付近)

対象 小学6年生以下(小学3年生以下は保護者同伴)

定員 25名(応募者多数の場合は抽選)

持ち物 バケツなどの入れもの、飲み物 ※履物は長靴をおすすめします。

参加費 200円(材料費)

申込方法 電話でお申し込みください。※詳細は後日、申込者に通知します。

申込期間 7月27日(木)

申・問 環境保全課(内線125)

窓口受付時間を延長しています 延長時間 午後5時15分～7時30分(祝日・年末年始を除く)

【笠間市役所】毎週水曜日 / 市民課・保険年金課・税務課

【笠間支所】毎週木曜日 / 市民窓口課 【岩間支所】毎週火曜日 / 市民窓口課

⑰雇用保険制度が変わります

3月に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」についてのご案内です。

(1) 失業等給付が拡充されます(倒産・解雇等により離職した30～40歳未満の者の所定給付日数の引き上げなど)。

(2) 保育所に入れない場合等に限り、育児休業給付の支給期間が延長されます。

(平成29年10月1日施行)

詳しくは、お問い合わせください。

問 水戸公共職業安定所笠間出張所(ハローワーク笠間) Tel 0296-72-0252

募集

⑱「市街地活性化事業補助金」の二次募集を行います

市では、中心市街地内(駅や笠間稲荷周辺)において、地域の活性化および地域の振興に寄与することを目的として、市民等が自主的・主体的に行う事業に対して補助を行っています。

補助の対象となる区域

(1) 笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅、笠間駅のいずれかを含む地域で、都市計画法に規定する近隣商業地域および商業地域

(2) 県道稲田停車場線の稲田駅から神田橋までの沿線および市道(笠)3173号線、市道(笠)3535号線沿線

補助対象者 市街地活性化事業を行う個人または法人、市民等で構成される団体

(現在、市から補助を受けている方または税等を滞納している方は対象外)

対象となる事業と補助金の額

事業費総額が、ハード事業50万円、ソフト事業10万円以上で、補助金交付決定後、平成29年度末までに完了見込みの事業。

○ハード事業(施設等の整備または保全のための事業)

(1) 空き店舗等の活用：空き店舗、空き家、空き蔵等を改装または空き地を活用し、店舗、宿泊施設、コミュニティ施設等として整備

(2) 観光・商業施設の整備：休憩スペース、観光案内所、観光案内板、案内放送設備等の設置

(3) まち並み景観整備：地域の景観ルール等に基づく景観整備(店舗改装、緑化等)

○ソフト事業(イベントやPR等の事業)

補助金の交付を受けたハード事業(施設整備等)の目的を達成するための事業(施設のオープンイベント等に要する経費、施設紹介等の広報に要する経費)

補助率 事業費の1/2以内。ただし、市民等で構成される団体(商店会等)が行う事業で、笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会が特に必要と認めた場合は、事業費の4/5以内。

注意事項 (1) 補助金交付額はハード事業3,000万円、ソフト事業300万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。

(2) 申請前に着工した事業、または補助金交付決定前に着工した事業については対象になりません。

(3) 市街地活性化事業補助金審査会で交付の可否を審査します。必要に応じて申請者のプレゼンテーションを行います。

申請期限 8月31日(木)

申請方法 申請をお考えの方は、事前に窓口までお問い合わせください。

申・問 まちづくり推進課(内線537)

『婚活支援サイトITナビ』会員募集中!

県境を越えて独身者の婚活を支援します♪ 「ITナビ」で検索!

問 市民活動課(内線133)